

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

内閣官房地域活性化統合事務局

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	指定自治体の回答 【a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他】		内閣府整理 【(i)取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの (ii)取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの (iii)現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの (iv)自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの (v)一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの (vi)国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの】	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理(i～vi)
次世代自動車・スマートエネルギー特区	原動機を用いる自転車の基準の要件緩和	1781	a	担当省庁からの意見を踏まえ、最終目的に向けた段階的プラン、課題等の見直しと再整理をする。なお、熟度が上がった段階で、再度協議をお願いしたい。	要望の実現に向けて、自治体は最終目的に向けた段階的プラン・課題等の見直しを再整理することが必要。一旦協議は終了するが、整理した上で、秋以降に関係府省庁と必要に応じて協議を行うこと。	V